

輸入貨物の評価(個別・包括)申告書II 新規申告 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率		輸入者住所氏名		包括申告の主要関係税関名
		担当部課	TEL()	
		代理人住所氏名		
生産者名		担当部課	TEL()	
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第1号若しくは第12号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. 輸出入当事者(輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

<input type="checkbox"/> 輸入者	(氏名)	X	<input type="checkbox"/> 輸出者	(氏名、国名)
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者	(氏名)		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者	(氏名、国名)

- B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。
- 関税定率法第4条の2 (同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)
 - 関税定率法第4条の4 (特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)
 - 関税定率法第4条の6 (□第1項 □第2項) (航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例)
 - 関税定率法第4条の3 (□第1項第1号 □第1項第2号 □第2項) (国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)
 - 関税定率法第4条の5 (変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)

2. この貨物について、関税定率法第4条(□関税定率法第4条の2 □関税定率法第4条の3)の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。

.....

.....

.....

3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

輸入申告価格の計算方法等(包括申告の場合にのみ記入する。)

この包括申告書は 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
 4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。

※受理	※審査	※税関記入欄